

## ○感染が疑われる場合の対応

- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合、自宅で休養させてください。
- ・ 同居の家族に風邪症状等がみられる場合も、児童生徒を自宅で休養させてください

### 1 PCR検査を受ける場合

- ・ 検査を受けることになった場合、学校に報告願います。
- ・ 検査結果についても、同様に報告願います。
- ・ PCR検査を受けた生徒は、結果判明まで出席停止となります。  
結果判明後も十分に健康観察を行ってください。

### 2 PCR検査で陽性となった場合

- ・ 完治するまで出席停止となります。(保健所等の指示に従ってください)

### 3 濃厚接触者となった場合

- ・ 濃厚接触者となった場合、学校に報告願います。
- ・ 濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日から14日間出席停止となります。

## ○学校で感染者が出た場合の対応

- ・ 保健所の指導の下、消毒や濃厚接触者の調査等をします。
- ・ 感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業にします。